

令和 8 年 4 月 1 日から浜松市日常生活用具費助成事業が改正されました

○主な改正点

(1)「発電機等、人工呼吸器用外部バッテリー」の発電機等について耐用年数(5年)を設定し、再助成ができるように改正しました。

＜対象となる発電機等＞

- ・発電機（正弦波インバーター発電機）
- ・ポータブル電源（蓄電池）
- ・DC/AC インバーター（カーインバーター）

(2)「点字ディスプレイ」の対象年齢を 18 歳以上から学齢児以上へ改正しました。

詳細は浜松市障害者日常生活用具費助成事業実施要綱（令和 8 年 4 月 1 日改正版）をご覧ください。

○お問い合わせ先

申請窓口		電話番号	郵便番号	住所
中央 福祉事業所	社会福祉課	457-2057	〒430-8652	中央区元城町 103 番地の 2 (中央区役所内)
	(東) 社会福祉担当	424-0176	〒435-8686	中央区流通元町 20 番 3 号 (東行政センター内)
	(西) 社会福祉担当	597-1159	〒431-0193	中央区雄踏一丁目 31 番 1 号 (西行政センター内)
	(南) 社会福祉担当	425-1485	〒430-0897	中央区江之島町 600 番地の 1 (南行政センター内)
浜名 福祉事業所	社会福祉課	585-1697	〒434-8550	浜名区貴布祢 3000 番地 (浜名区役所内)
	(北) 社会福祉担当	523-2898	〒431-1395	浜名区細江町気賀 305 番地 (北行政センター内)
天竜福祉事業所	社会福祉課	922-0024	〒431-3392	天竜区二俣町二俣 481 番地 (天竜区役所内)